

## 大阪市都島区役所区民ギャラリー利用規約

- 1 設置場所  
大阪市都島区役所 1階  
ショーウィンドウ1枠（幅247cm×高さ150cm×奥行50cm）
- 2 展示作品  
絵画、書、手芸品、写真などの美術作品
- 3 利用できる団体  
都島区内に在住、もしくは在勤（在学）する方で構成されているアマチュア創作活動グループ
- 4 利用期間  
概ね2週間を1回として、別途定める。  
同一年度の利用は、1グループにつき2回まで。  
ただし、都島区役所の閉庁日及び都島区役所が業務で使用する場合を除く。
- 5 申し込み方法  
区民ギャラリー展示利用申込書を都島区民センターに提出すること。  
申込の受付開始は別途定める日時とし、受付時において利用期間が競合する場合は抽選とする。開始日以後は先着順にて随時受け付ける。  
利用申込書の内容について、審査を行い、利用の可否について通知する。
- 6 注意事項  
作品の搬入・搬出、及び出展者名、タイトルの掲示等は利用団体で行うこと。  
来庁者及び職員の業務の妨げにならないように配慮すること。  
展示中の事故については、利用団体の責任とする。  
定められた期間を超えて、展示できない。  
展示場所や備品等の破損、汚損又は紛失した場合は、これを原状に回復し、又はその損害の賠償を行うこと。  
展示内容が申込内容と異なる等背信行為があったと認められる場合には、その許可を取り消す。
- 7 利用制限  
公序良俗に反する恐れがあるとき  
建物又は付属設備を損傷する恐れがあるとき  
庁舎管理上支障があるとき  
営利目的、政治活動、宗教的行為の使用であると認められるとき  
暴力団員又は暴力団密接関係者であると認められるとき  
その他不相当と認めるとき

### 附則

この規約は、平成27年2月1日から施行する。

令和7年度

# 都島区民ギャラリー利用のご案内

日頃手がけておられる美術作品を発表しませんか？

都島区役所の正面玄関フロアに、区内の創作活動グループの方々のための

都島区民ギャラリーを開設しています。

お申込みは下記のとおりです。

ご希望のグループの皆様のご利用をお待ちしております。



## 【応募要項】

**対象作品：**絵画・書・手芸品・写真などの美術作品

**実施要件：**応募申請をする団体・グループは、次の各号に掲げる基準のすべてを満たすものであることを要件とします。

- (1) 都島区内に在住、もしくは在勤（在学）する方で構成されているアマチュア創作活動グループであること。
- (2) 暴力団員又は、暴力団密接関係者でない団体・グループであること。
- (3) 営利目的や政治活動、宗教的行為として使用するものでないこと。
- (4) 建物又は付属設備を損傷する恐れがないこと。
- (5) 庁舎管理上支障がないこと。
- (6) その他、公序良俗に反するおそれがないこと。

**利用料：**無料

**利用期間：**1回につき概ね2週間。同年度の利用は1グループにつき2回まで。  
利用期間は裏面のとおり。

**展示枠：**ショーウィンドウ1枠（幅247cm×高さ150cm×奥行50cm）

**【注意事項】**作品の搬入・搬出、及び出展者名、タイトルの掲示等は出展者自身が行ってください。また、展示中の事故についての責任は負いかねますので、出展者が責任を持って取り付け等を行ってください。定められた期間を超えての展示はできません。展示場所や備品等の破損、汚損または紛失した場合は、原状回復し、又はその損害の賠償を行ってください。展示内容が申込内容と異なるなど背信行為があったと認められる場合には、その許可を取り消します。

**【申込方法】**「都島区民ギャラリー展示利用申込書」に必要事項をご記入の上、都島区民センターまでご提出ください。申込の受付開始は裏面に定める日時とし、受付時において利用期間が競合する場合は抽選とします。開始日以降は先着順にて受け付けます。  
※利用申込書の内容について、審査し、利用の可否について通知します。

## 【申込・問合せ先】

大阪市立都島区民センター

大阪市都島区中野町2-16-25（都島区民センター内）

TEL：06-6352-6100

FAX：06-6352-8411

